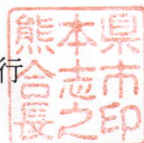


合志市告示第223号

合志市学校給食施設厨房機器業者選定委員会設置要綱をここに交付する。

令和7年12月22日

合志市長 荒木 義行



○合志市学校給食施設厨房機器業者選定委員会設置要綱

令和7年12月22日

告示第74号の2

合志市学校給食施設厨房機器業者選定委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 合志市内に設置する学校給食施設において、主要な設備となる厨房機器を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きを厳正かつ公正に行うため、合志市学校給食施設厨房機器業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 選定委員会は、次の事項について審査し、その結果を市長に報告しなければならない。

- (1) 提案書等の提出された書類の審査に関すること。
- (2) 候補者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 選定委員会は、次の各号に定める者をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市教育長
- (2) 市教育部長
- (3) 市管財課職員1名
- (4) 市給食調理員1名
- (5) 県栄養教諭1名
- (6) 大学教授等（栄養学、衛生管理専門）1名
- (7) 建築に関わる専門家1名
- (8) 設計受託事業者1名
- (9) 前8号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

**第4条** 選定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、選定委員会の審査に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 選定委員会の会議は、非公開とし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。
- 6 選定委員会の会議結果の公表については、前項の規定に関わらず、合志市情報提供の推進に関する要綱（平成20年告示第33号）第4条の3の規定による。

(庶務)

**第6条** 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。